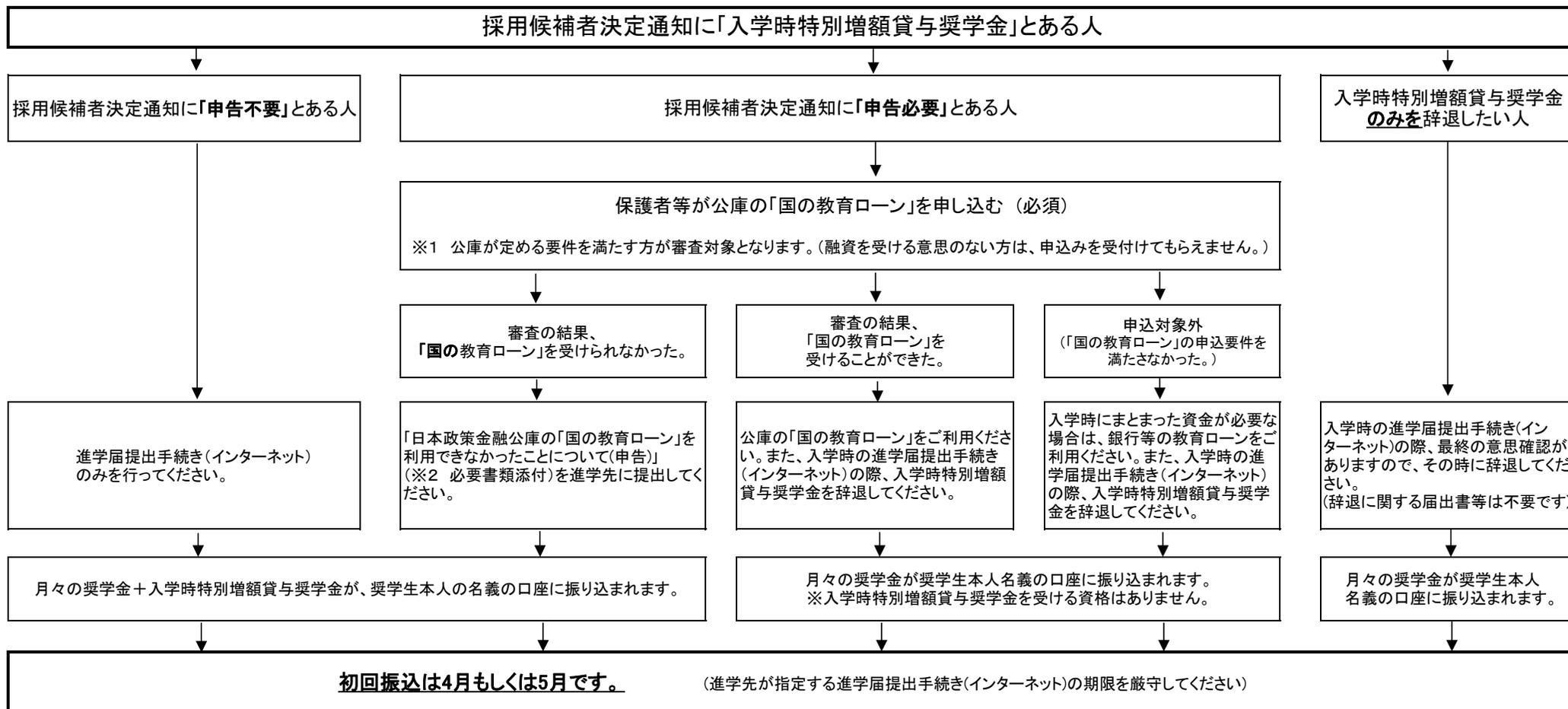


「入学時特別増額貸与奨学金」を受けるまでの手続きについて

○ 入学時特別増額貸与奨学金について

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)の「国の教育ローン」を申し込んだが、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生を対象とする制度です。

「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるには、入学後、進学先に平成21年度大学等奨学生採用候補者決定通知[進学先提出用]、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出のうえ、進学届提出手続き(インターネット)を行うほかに、以下の手続きが必要になります。



※1 公庫が定める要件：①借入申込人世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること、②借入申込金額が200万円を超えないこと、③使途が教育資金であること、等

※2 必要な添付書類：①公庫の「「国の教育ローン」借入申込書(お客さま控え)」のコピー、②融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

○ 労働金庫の入学時必要資金融資について

入学時特別増額貸与奨学金が入金されるまでの間に、労働金庫が入学時特別増額貸与奨学金の範囲内で融資する制度です。

別紙「入学時必要資金融資のご案内」を参照いただき、詳しい内容につきましては労働金庫にお問い合わせください。